

普及・情報専門委員会運営要項細則

(趣旨)

第1条 本細則は、筑波研究学園都市交流協議会における普及・情報専門委員会（以下、「委員会」という。）要項第7条に基づき必要な事項を定めるものである。

(公開)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、原則、公開（開示）する。

- 一 氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
 - 二 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもの
 - 三 公にすることにより、国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれがあるもの
 - 四 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- 2 前項のほか、委員長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(傍聴)

第3条 委員会の傍聴は、原則、会員機関の職員とし、事前登録を行わなければならない。

- 2 傍聴は、会議開催毎に座席に上限を設け、希望者多数の場合には、1名までとなるよう会員機関の補佐役が調整するものとする。
- 3 第2条に基づき非公開としたときは、事前に周知し、会員はこれに従うこととする。また、違反した場合には、当該会員機関の傍聴を、当面の間、認めないこととする。

(会議資料)

第4条 会議資料は、原則、委員、オブザーバー、傍聴者に当日配布することとする。但し、第2条に基づき非公開とした会議資料は、委員長が認める者を除き、配布しない。

- 2 配布された会議資料は、ホームページ等の電子的方法により後日公開する。